

News Release

令和4年11月11日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

中外テクノス(株) 九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

中外テクノス(株) 九州支店(福岡市博多区東那珂2-20-35)

(業務) 鋼構造及びコンクリート、建設環境、廃棄物、建築士事務所、建築コンサルタント(構造)、建築コンサルタント(設備)、建築コンサルタント(監理)、建築コンサルタント(その他)、環境調査-A級
河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、
上水道及び工業用水、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、
都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、トンネル、施工計画・
施工設備及び積算、機械、電気電子-B級

2 指名停止期間

11月14日から令和5年4月13日まで 5か月

3 指名停止理由

中外テクノス(株)は、広島市発注の特定コンピュータ機器の入札において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2第6項(独占禁止法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)4か月以上(長期)12か月以内の範囲内で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名

停止等の措置基準」第2条第2項第3号（違反行為が2年以上続いていたとき）
の加算条項に該当するため、短期4か月に1か月を加算し、5か月とする。

5 令和3年度～令和4年度発注実績

令和3年度 なし

令和4年度 なし ※R4.11.4現在

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：森

電話：直通72-9240（内線1361）